

環境秘発第 060609001－1 号
平成 14 年 7 月 29 日制定
平成 15 年 8 月 29 日改正
平成 18 年 6 月 9 日改正
平成 21 年 3 月 31 日改正
令和 6 年 4 月 26 日改正

環境省インターンシップ及び環境省就業体験プログラム実施要領

大学（短期大学又は高等専門学校を含む。）及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する学生を対象とした環境省インターンシップ及び環境省就業体験プログラム（以下「実習」という。）について、実施要領を以下のとおり定める。

環境省大臣官房長

（目的）

第 1 条 大学等に在籍する学生（以下「学生」という。）に就業体験の機会を提供することにより、職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資するとともに、環境行政の理解の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和 4 年 6 月 13 日一部改正）にて整理された、大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る産学協働の取組みの趣旨に鑑み、実習のうち、タイプ 3 及び 4 相当の実習を「インターンシップ」、それ以外の実習を「就業体験プログラム」と称することとする。

（身分等）

第 3 条 環境省が実習のため受け入れる学生の身分は、環境省インターンシップ及び環境省就業体験プログラム実習生（以下「実習生」という。）とする。

(対象者)

第4条 実習生は次に掲げる基準に該当すると認められる者とする。

- 一 大学等に在籍する者（ただし、大学等の長期休暇期間に行われる環境省インターンシップに参加する実習生にあつては、大学の学部3年生、4年生若しくは大学院の修士課程、博士課程の学生又はそれらに相当する者に限り、大学等の長期休暇期間以外に行われる環境省インターンシップに参加する実習生にあつては、大学等の正規の教育課程に位置付けられたインターンシップ制度により参加する大学生若しくは大学院の修士課程の学生又は大学院の博士課程の学生に限る。）
- 二 服務規律等を遵守することが確実であると判断される者
- 三 日本国籍を有する者

(実習に係る費用負担)

第5条 実習に係る交通費その他の実習に係るすべての経費は、原則として実習生個人の負担とする。

(実習期間)

第6条 本実施要領の対象とする実習期間は、原則として半年を超えないものとし、実習生の受入れを行う官房各課、部局又は地方環境事務所（以下「受入部局等」という。）が学生と調整の上で決定する。

(実習時間)

第7条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日（国民の祝日、休日を除く。）までの午前9時30分から午後6時15分までとする。このうち午後0時00分から午後1時までを休憩時間とする。

ただし、実習生の指導、監督及び助言等を担当する職員（以下「実習指導官」という。）が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得た上で、実習時間を変更することができるものとする。

(服務)

第8条 実習生は、実習期間中、環境省職員が遵守すべき法令及び規則等に従うとともに、実習指導官の指導、監督等に従わなければならない。

- 2 実習生は、国家公務員にあつては、公務員の信用を傷つけ、または

公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていることに鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。

(秘密の保持)

第 9 条 実習生は、国家公務員法第 100 条の規定に則り、実習期間中に知ることができた秘密を大学等を含む部外者に漏らしてはならない。実習期間中に知ることができたその他の情報（公開されているものを除く。）の開示については、実習指導官の指示に従わなければならない。実習終了後も同様とする。

(誓約)

第 10 条 実習生は、別途定める内容の服務規律の遵守に係る誓約をしなければならない。

(欠課及び休暇)

第 11 条 実習生は、病気その他の理由により、予定されている実習を受けられない場合には、あらかじめ実習指導官にその旨連絡し、その指示に従うこととする。

2 実習生は、原則として期間中に休暇を取得することはできない。

(実習生の受入れ)

第 12 条 学生は、大臣官房秘書課又は各地方環境事務所等に受入れに係る別途定める様式による要望書を提出する。大臣官房秘書課の担当官は、必要に応じて学生から希望のあった受入部局等に受入れに関する相談を行う。

2 受入部局等は、本実施要領の趣旨を勘案し、受入れの可否を決定し、その結果を学生に通知する。

3 受入部局等は、受入れの可否を決定するため、必要に応じて学生と面接を行うことや、必要な情報を学生に請求することができる。

4 学生の所属大学等の定めるインターンシップ制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、本実施要領の範囲内で、受入部局等又は大臣官房秘書課と大学等の間で覚書を交わすことができる。

(実習指導官)

第 13 条 受入部局等は実習の円滑かつ適切な実施を図るため、実習指導官を定めるものとする。

2 実習指導官は、実習の適正、効果的かつ計画的な実施に努めるものとする。この場合において、実習指導官は、実習内容が、機密性の高い情報を扱う内容とならないよう配意しなければならない。

3 実習指導官は、原則として課（室）長補佐とする。

(実習計画)

第 14 条 実習指導官は、実習生の受入れに当たり、実習の内容及び期間等を定めた別に定める様式により実習計画を策定し、学生に提示することとする。

(実習成果)

第 15 条 実習指導官は、実習生に対し、実習の成果について報告を求めることができる。

2 実習指導官は、実習生を環境省インターンシップ実習生として受け入れた場合、終了後に実習結果報告書を作成し、実習生に提出する。

3 実習指導官は、実習生又は実習生の所属大学等から実習等の結果について報告を求められたときは、これを作成し、実習生又は大学等に提出する。

4 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に実習指導官の承認を得なければならない。

(実習の中止)

第 16 条 受入部局等は、実習生が第 7 条から第 10 条の規定に従わない等、実習態度等に問題がある場合、実習を継続することにより、業務に支障を生じ、若しくは支障を生じることが予見できる場合、又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、実習を中止することができる。

(災害補償)

第 17 条 実習生は、実習中の事故等により実習生が傷害等を負った場合又は実習生が環境省又は第三者に損害を与えた場合等に備え、インターンシップ等の賠償責任保険又は左記に類する保険に加入しなければならない。

- 2 実習中の事故により実習生が傷害等を負った場合は、実習生が加入する保険により補償する。また、実習生が環境省又は第三者に損害を与えた場合は、責任は実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償する。

(雑則)

第 18 条 この実施要領に定めるもののほか当該実習の実施に関し必要な事項がある場合は、受入部局等が別途定める。

- 2 受入部局等及び大臣官房秘書課は、実習期間終了後、以降の当該実習の円滑な実施を図るため、実習生からアンケート等の提出を求めることができるものとする。

(施行)

第 19 条 この実施要領は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。